

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画書

1.計画期間

2026年4月1日～2029年3月31日（3年間）

2.目標・取組み内容・実施時期

●目標1（次世代育成支援法・「男性の子育て目的の休暇の取得促進」に関する目標）

男性の育児関連休暇の取得率を90%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2026.4～ Good Parental Leave 制度(育児目的の20日間の有給休暇制度)の周知・取得促進を行う。
- 2026.4～ 社内ポータルサイトで、育休取得者の事例紹介等を行い、風土醸成を行う。
- 2027.3～ 年度単位で進捗状況を分析し、目標達成に向けた取り組みの見直しを行う。

●目標2（次世代育成支援法・「時間外・休日労働の削減のための措置の実施」に関する目標）

従業員一人あたりの時間外・休日労働時間の平均を30時間/月とする。

<実施時期・取組内容>

- 2026.4～ グループ毎の取得率を毎月集計し、役職者へ共有する。
- 2026.4～ 時間外・休日労働時間の多いメンバーについては、役職者が個別に改善計画を立案する。
- 2026.4～ 役職者に対し、時間外・休日労働時間削減に向けたレクチャーを行う。
- 2027.3～ 年度単位で進捗状況を分析し、目標達成に向けた取り組みの見直しを行う。

●目標3（女性活躍推進法・「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」に関する目標）

エンジニア新卒採用に占める女性割合を30%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2026.4～ 会社説明会等で育児との両立支援の社内制度を周知する。
- 2026.4～ 女性社員受け入れが初めての職場に対し、改めて両立支援の社内制度を周知する。
- 2026.6～ 当社ホームページに女性社員の情報を増やす（育休取得者座談会、社員紹介等）
- 2027.3～ 年度単位で進捗状況を分析し、目標達成に向けた取り組みの見直しを行う。

●目標4（女性活躍推進法・「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」に関する目標）

有給休暇取得率を70%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2026.4～ 年間休日カレンダーに休暇奨励日を設定し、取得促進に繋げる。
- 2026.4～ グループ毎の取得率を毎月集計し、役職者へ共有する。
- 2026.4～ 低取得者、上長へのリマインドを行う。
- 2026.10～ 休暇年度単位で進捗状況を分析し、目標達成に向けた取り組みの見直しを行う。